

議案第 4 6 号

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、生活保護法の一部改正及び児童手当法の一部改正に伴い必要があるからである。

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用に関する条例（平成 27 年みよし市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 8 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の 8 の項の改正規定（「又は特例給付」を削る部分に限る。）は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案			現行		
（個人番号の利用範囲）					
第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。					
2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。					
3以下 略					
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1の項から7の項まで 略			同左		
8 市長部局	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるものから難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるものまで 略	8 市長部局	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	同左
		生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの			生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるものから母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるものまで 略			同左
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は <u>特例給付</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの以下 略			同左